

## 緊急事態宣言延長期間中(令和3年5月12日～5月31日)の スイミングスクールについて

緊急事態宣言延長に伴い、平日19時までの営業及び土・日曜日が臨時休館となるため、夜間のスイミングスクール(S-2,S-4,M-1,M-2クラス)は5月度を全て休講とし、5月度会費を6月度に充当させていただきます。

4月							5月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	・	1	2	3							1
4	5	6	7	8	9	10	2	3	4	5	6	7	8
11	12	13	14	15	16	17	9	10	11	12	13	14	15
18	19	20	21	22	23	24	16	17	18	19	20	21	22
25	26	27	28	29	30		23	24	25	26	27	28	29
							30	31	6/1				

※4月27日分は6月1日に充当いたします。

ただし、4月時短営業により休講されていたS-2クラスの方は6月1日の振替受講はありません。

緊急事態宣言に伴っての休講	延長に伴う休講
---------------	---------

※緊急事態宣言に伴う休講の期間が変更になった場合は再度調整いたします。

ご不明な点等ありましたらWOODYまでご連絡ください。

TEL 06-6437-4253



